平成２２年（フ）第７１２号
東京都昭島市つつじが丘３丁目５番６―1014号
債務者　野崎　広美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７８４号
東京都西東京市富士町６丁目３番10号ＴＳシモンズ302号
債務者　近藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８２２号
東京都江戸川区北葛西２丁目19番４―806号
債務者　篠原　恵子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８２３号
東京都江戸川区北葛西２丁目19番４―806号
債務者　篠原　則和
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１５２９号
東京都豊島区長崎２丁目13―12―302
債務者　竹口　博臣
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４０号
静岡県浜松市中区助信町46番３号　モンメゾンサトウ203号
債務者　佐藤　　心
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
静岡県浜松市東区大瀬町2742番地
債務者　岡崎　溪子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
静岡市葵区川合１丁目１番22―206号
債務者　杉山　貴信
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４１号
静岡県藤枝市高洲１丁目11番13号　フォーブル高洲Ｄ201号、旧住所静岡県藤枝市岡部町三輪1235番地の24
債務者　杉浦知栄子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第７９号
山形県新庄市大字泉田字泉田283番地
破産者　有限会社リカーランドジョリイ
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第１８６８４号
東京都豊島区西池袋３丁目６番５号
破産者　株式会社ジョーイ
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６８５号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居444―４
破産者　小出　　隆
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０００１号
千葉県市川市欠真間２丁目17―15―208
破産者　竹村　　潤
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７５８号
東京都杉並区高井戸西１丁目35―７―Ｄ
破産者　羽生　孝雄
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７９７号
神奈川県横浜市中区末吉町３丁目61―204
破産者　加藤　正枝
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９４７号
栃木県小山市三峯１丁目２―34―307
破産者　小野　　敏
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２号
東京都港区台場１丁目１―３―401
破産者　ヘインズ愛弓（旧姓平野）
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部